

# 今なおコロナの影響を受ける事業者、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を重点的に支援

## 対象

新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します！

### STEP1 基本要件（その他事業類型ごとに補助対象要件あり）

- ① 事業再構築指針に示す「**事業再構築**」の定義に該当する事業であること
- ② 事業計画について金融機関等や認定経営革新等支援機関の確認を受けること
- ③ 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年平均成長率3～5%**（事業類型により異なる）**以上増加**、又は従業員一人当たり**付加価値額の年平均成長率3～5%**（事業類型により異なる）**以上増加**の達成

### STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等を確認**

- **GビズIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。  
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID 検索



## 審査

### STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施

**【注意】**事前着手制度は**原則廃止**します。交付決定前に事業を開始された場合は、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。

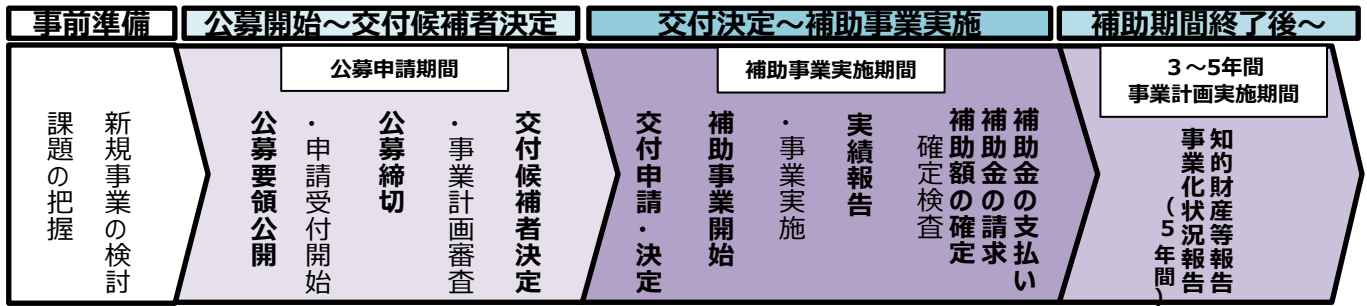
- **補助事業実施期間内に設備投資等を行い、実績報告書を提出**

**【注意】**補助事業により取得する資産については、法に基づき財産処分に制限が課されますのでご注意ください。

- **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**

※5年間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。

# 事前準備から事業終了までの流れ



## 事業類型の概要

事業類型	補助上限額 (※従業員30人の場合)	補助率
<b>成長分野進出枠（通常類型）</b> ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者向け ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け	3,000万円（※4,000万円）  （一部廃業を伴う場合2,000万円上乗せ） ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
<b>成長分野進出枠（GX進出類型）</b> ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者向け	中小：5,000万円（※6,000万円） 中堅：1億円（※1.5億円）  ※短期に大規模な賃上げを行う場合	中小1/2（※2/3） 中堅1/3（※1/2） ※短期に大規模な賃上げを行う場合
<b>コロナ回復加速化枠（通常類型）</b> ・今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者向け	2,000万円	中小2/3 中堅1/2
<b>コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）</b> ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者向け	1,500万円	中小3/4（※2/3） 中堅2/3（※1/2） ※コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合
<b>サプライチェーン強靱化枠</b> ・ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者向け	3億円（※5億円）  ※建物費を含む場合	中小1/2 中堅1/3

### 更なる支援措置（サプライチェーン強靱化枠以外が対象）

- 〔規模拡大〕 補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の 上限上乗せ  
 〔賃上げ〕 ① 継続的な賃金引上げ 及び ② 従業員の増加 に取り組む事業者の 上限上乗せ

## 中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

### 建設業

#### 解体工事事業

→ 建築物の解体を行う事業者が、**解体作業時に発生する素材を使用した燃料製造**を新たに開始。

### 卸売・小売業

#### 飲食料品卸売業

→ 米、肥料、農業資材等卸売事業者が、**米加工品製造及び販売**を新たに開始。

### 製造業

#### 半導体製造装置部品製造

→ 半導体製造装置の技術を応用した**洋上風力設備の部品製造**を新たに開始。

## 補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費等は補助対象外です。

### お問い合わせ

- よくあるご質問  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.html>
- 事業再構築補助金事務局コールセンター コールバック予約システム  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html>

